

新山 勝久 議員

(一括質問方式)



- ①長浜港内港埋立事業について
- ②県道、市道の立木について
- ③市所有の土地について
- ④飲料水について
- ⑤市による婚活について

道路上の枝の撤去について

問 道路上空に張り出している枝等が支障となり、大型トラックをはじめ、救急車や消防車が通行できないところも多い。道路上における通行に支障となる垂れ下がった枝木を伐採できるような規定を作ってはどうか。

答 道路法第43条では、道路の構造または交通に支障を及ぼすおそれのある行為を禁止しています。また、道路法第30条及び道路構造令第12条では道路構造の技術的基準が定められており、車道の上空4.5メートル、歩道の上空2.5メートルに空間を設けることとし、これを建築限界と規定しています。

建築限界内に通行の支障となる枝木等を発見した場合、所有者が撤去する必要があるという原則により対応してきましたが、昨年4月の民法の改正により、竹木の所有者に切除するよう催告したが所有者が相当の期間内に切除しない、竹木の所有者がわからないなどの場合や急迫の事情があるときは、道路管理者において枝などを切り取ることができる内容となっていることから、改正後の民法の規定に基づく対応が可能であると考えています。

水道、水源の確保について

問 山間部では今まで利用していた水源が枯れかけてきている。新たな水源の確保のためには、横穴ボーリング等の高額な費用が必要となるが、各地区の水道組合では組合員の減少が進み、負担が大きくなっている。市からの補助制度について伺いたい。

答 本市では大洲市簡易飲料水施設事業補助金交付規程を制定し、日常生活に欠かせない飲料水を確保することにより、安定した生活と潤いのある地域を

築くことを目的に、地域からの要望に対して国及び県の補助対象事業として採択されないものについて、予算の範囲内で補助金を交付しています。

この事業では、2戸以上の住民が共同で施設整備を行う費用が補助対象となりますが、参画する戸数に応じて補助対象額の上限を定めており、補助率は、新設の場合は10分の9以内、改良の場合は10分の7以内と定めております。

渇水等で水源が枯れたことにより、新たに水源を確保して施設整備を実施する場合においても、対象となる戸数など補助金交付規程で定める要件を満たせば補助対象になるので、担当課である環境生活課にご相談ください。

若い人の出会いの場について

問 大洲市ならではの、例えばうかい屋形船、富士山展望台や大洲城を活用した婚活イベントを実施し、若者に出会いの場を提供できないか。

答 本市では、少子化対策の一つとして、市内において独身男女が会えるイベントを実施する団体等を支援することを目的に、大洲市ふれあい交流イベント支援補助金を平成24年度に創設しています。

この制度は、イベント参加者1人につき2,000円を補助するものであり、制度創設以来、多くの団体等に活用されており、これまでの実績は実施数49件、延べ参加者数1,329人、カップル成立は180組となっています。

なお、当制度を活用した団体等から、当日キャンセルがあった場合に補助総額が変更になり、使いにくいという意見などもあったので、今年度から、人数に関係なく活用できる補助制度として、大洲市出会いの場創出事業補助金を創設しています。

これらの補助制度を利用して予定されている今年度の取組として、大洲商工会議所がおおず赤煉瓦館で郷土料理を楽しみながら開催するイベントや、常磐町の商店街がうかいを体験しながら開催するイベントがあります。また、大洲市青年農業者協議会と農林振興課が連携し、担い手の確保を目的に食や農業に触れる機会を提供する婚活応援事業も予定されています。